

長野工業高等専門学校基金規則

制 定 平成31年4月23日

最終改正 令和7年12月9日

(趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）の設置する基金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則に定めるものの他、この規則の定めるところによる。

(設置)

第2条 本校に、基金を設置する。

(目的)

第3条 基金は、本校の教育・研究・地域貢献活動への支援、修学のための支援及び国際交流の推進等に資することを目的とする。

(原資)

第4条 基金は、前条の目的に賛同する者より受け入れた寄附を原資とする。

(事業)

第5条 基金は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 全学的な教育・研究・地域貢献事業、施設整備等を支援する教育研究等支援事業
- 二 本校学生に対する奨学金給付、海外留学等を支援する修学支援事業
- 三 留学、教員の海外派遣等、国際交流事業等を支援する国際交流支援事業
- 四 その他基金の目的達成に必要な事業

(基金室)

第6条 基金は、前条に定める事業の実施等に関する事項を審議するため、本校内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、基金室（以下「室」という。）を置き、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 事務部長
- 三 総務課長
- 四 学生課長
- 五 総務課 総務企画係
- 六 その他校長が必要と認める者

2 前項第六号に掲げる室員は、校長が指名する。

3 第1項第六号に掲げる室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が

生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第7条 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 執行会議で決定した事業計画の推進に関すること。
- 二 募金活動の推進に関すること。
- 三 その他基金に関すること。

(室長及び会議の招集等)

第8条 室に室長を置き、校長をもって充てる。

- 2 室長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。

(管理運営上の重要事項)

第9条 基金の管理運営に関する以下の重要事項は、執行会議において決定する。

- 一 基金の予算及び決算に関すること。
- 二 基金の事業計画に関すること。

(庶務)

第10条 室の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、室の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月23日から施行し、平成 31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月4日 一部改正)

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和 5 年 7 月 4 日 一部改正）

この規則は，令和 5 年 7 月 4 日から施行し，令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 12 月 9 日 一部改正）

この規則は，令和 7 年 12 月 9 日から施行する。